

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第 号

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則（令和3年規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和3年10月31日まで、その体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、令和3年8月26日までに同意した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 令和3年10月31日まで発熱患者等が診療を受けられる体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、同年8月26日までに同意した者

(2) 令和4年3月31日まで発熱患者等が診療を受けられる体制を整えた旨を市のホームページに公表することを、同年2月7日までに同意した者

別表救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により千葉県知事が認定した医療機関の項補助金の額の欄を次のように改める。

(1) 第3条第1号及び
第2号に該当する医療機関 1,000,000円

(2) 第3条第1号又は
第2号のいずれかに
該当する医療機関
500,000円

別表上記以外の医療機関の項補助金の額の欄を次のように改める。

(1) 第3条第1号及び
第2号に該当する医療機関 600,000円

(2) 第3条第1号又は

第2号のいずれかに
該当する医療機関
300,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の発熱患者等診療体制支援臨時補助金交付規則の規定は、令和3年8月24日から適用する。